

第1条 (名称)

この会は、カトリック富雄教会小教区評議会と称する。(以下、本会と言う)

第2条 (目的)

本会は、カトリック富雄教会がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」推進に資する運営を行うために設置し、ブロック担当司祭団の諮問機関として教会の運営、諸活動推進のため、最高の諮問機関の任務を迫行する。

第3条 (主宰と構成)

本会は、京都司教区司教から任命された、ブロック担当司祭団が主宰する。
場合により、司教から任命された修道者がこれに含まれる。
本会は、第4条に定める評議員によって構成される。

第4条 (評議員)

第1節 本会の評議員は、つぎのものによって構成される。

- ① 信徒の代表として選出された『役員』 4名
- ② 第10条に規定される各部会の責任代表者 各1名
- ③ 第11条に規定される地区連絡会の責任代表者 各1名

第2節 評議員は、第5条にて規定される評議会の会合に出席しなければならない。

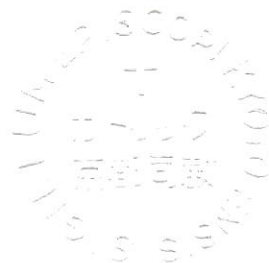
第5条 (評議会の会合)

会合は、ブロック担当司祭団の招集により、原則として毎月1回開催する。
臨時開催、および評議員以外の関係者のこの会合への出席はブロック担当司祭団の判断に従うものとする。

第6条 (審議事項)

本会は、当教会の運営活動全般に係わる以下の事柄について審議、決定する。

- ① 当教会の宣教司牧に関する基本方針 (長期、短期) の作成。
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行儀の決定。
- ③ ブロック担当司祭団の諮問事項。
- ④ 教区評議会、奈良北部ブロック会議、カトリック奈良地区協議会からの検討要請事項及びそれに対する提案事項。
- ⑤ 各部会、任意団体、委員会等からの提案。
- ⑥ 各部会、任意団体、委員会等の設置、改変に関する事項。
- ⑦ 役員、評議員、委員の選任に関する件。
- ⑧ 年度収支予算と決算の承認、予算外支出の承認。
- ⑨ 本規約の変更に関する件。
- ⑩ その他の重要事項。



第7条（審議決定と承認）

2/3

出席者の過半数の同意により審議決定する。

決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行する。

第8条（役員、評議員の選出）

第1節 役員は、当教会に所属する20歳以上の信徒により、20歳以上74歳以下の男女各2名を推薦し、ブロック担当司祭団の任命により決定する。

上位被推薦者に対し、ブロック担当司祭団の任命が得られなかった場合は、下位被推薦者を順次繰り上げるものとする。

役員は、旧役員を除く複数の旧評議員から構成される推薦管理委員会によって管理する。

役員の任期は1年、再任を妨げない。但し連続任期は2年を最大とする。

第2節 その他の評議員は、第10条に規定される部会、第11条に規定される地区連絡会の20歳以上の信徒の互選により選出する。

任期は1年、但し再任を妨げない。

第3節 役員とその他の評議員の任期の開始と終了は同一年月日とする。

第4節 役員、評議員が任期途中で辞任した場合は、上記方法にて後任者を選出し、その任期は前任者の残り任期とする。

第5節 親子、兄弟姉妹、夫婦が同一任期期間の役員に就任することを禁ずる。

第9条（役員の仕事）

① 役員は教会運営に奉仕する信徒の代表として、ブロック担当司祭団と共にチームとして、小教区全体の活動について推進、調整する。

② 評議会の会合の準備、議事運営、記録等。

第10条（部会）

第1節 評議会で決定した当教会の方針に従って活動する執行機関として、次の部会を設ける。各部会の業務分掌は別途定めて公示する。

教育部	典礼部	広報部
施設管理部	財務部	社会活動部

第2節 部会員 信徒全員は「一人一役」の精神のもと、出来るだけいずれかの部会に属し、共同体の維持発展につとめるものとする。但し、部会以外の形態で一人一人の積極的で自由な発意の活動を制限するものではない。財務部会員に関しては、業務の性格上、ブロック担当司祭団と役員が協議し、ブロック担当司祭団が任命する。

第3節 部会長 各部会は、責任代表者として、部会長1名を第8条により選出する。

第11条（地区連絡会）

第1節 信徒が地域的連帯感のもとに、意思の疎通を密にし、親睦と相互扶助をはかることを目的として、小教区の信徒はその居住地に基づき以下の6地区のいずれかに所属するものとする。

①学園前 ②富雄南 ③富雄北・鳥見 ④東生駒・平群 ⑤生駒北 ⑥生駒南

第2節 各地区連絡会は、責任代表者1名を第8条により選出する。

第12条 (常任委員、臨時委員)

3/3

第1節 教区、小教区の運営方針の遂行に当り、特殊な能力と知識を必要とする任務を
実行するために、常任委員と臨時委員を設ける。

第2節 常任委員

国際協力委員	1名	国際協力委員会に出席し、その活動に当たる。
結婚互助会委員	2名	結婚互助会に出席し、その活動に当たる。
教会事務委委員	1名	信徒に関する各種帳簿の整理、諸手続き。

第3節 臨時委員

任務の必要に応じ、適宜臨時委員を設けることが出来る。
同一任務遂行のために複数の委員が必要な場合は、委員の互選でその代表者を決め
なければならない。

第4節 任命、任期、報告先

委員の任命は評議会が行う。常任委員の任期は1事業年度とするが再任を妨げない。
臨時委員の任期は担当職務終了までとする。尚委員の途中辞任があった場合、後任
者の任期は、前任者の残り任期とする。
委員、または委員の代表者の報告先は評議会とする。

第13条 (任意団体)

第1節 任意団体とは、共同宣教司牧推進のために、信徒の自発的参加により設けられ
る団体であり、その設立解散は評議会の承認を要するものとする。

第2節 壮年会、女性会、青年会は任意団体とする。

第14条 (小教区総会、臨時総会)

第1節 総会は、全信徒が参加し、役員より、ブロック担当司祭団承認・指示事項を
伝達周知徹底すると共に、教会運営に関し自由に意見を述べる場とする。

第2節 総会は、毎事業年度の末月に、ブロック担当司祭団の招集により開催し、以下の事
項について、役員又は関係する評議員より報告すると共に意見交換の場とする。

①旧年度事業計画の進捗 ②旧会計年度決算報告 ③本規約の変更内容
④新年度事業計 ⑤新会計年度予算報告 ⑥ブロック担当司祭団の
承認・指示事項 ⑦新役員、新評議員、新委員の名前報告
⑧その他重要事項

第3節 臨時総会は、必要に応じ、ブロック担当司祭団の招集により開催する。

第15条 (会計監査)

ブロック担当司祭団の指名により、会計監査を複数名設ける。

附則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

付記 本規約改正の教区司教の認可 2011年12月31日 発効 2012年1月1日

+ ハウに大塚喜直

